

# 実績評価書(案)(8月21日時点版)

【資料1-1】

(厚生労働省5(III-5-1))

|                               |   |   |   |   |   |   |
|-------------------------------|---|---|---|---|---|---|
| 施策目標名                         | 労働保険適用促進及び労働保険料等の適正徴収を図ること(施策目標III-5-1)<br>基本目標Ⅲ：働く人が安心して安全で快適に働くことができる環境を整備すること<br>施策大目標5：労働保険適用徴収業務の適正かつ円滑な実施を図ること  |   |   |   |   |   |
| 施策の概要                         | 労働保険の適正な適用と労働保険料等の適正な徴収を図るため、労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和44年法律第84号)に基づき、労働保険の適用対象事業場(原則として、労働者を1人以上雇用する全ての事業に適用)を把握し、労働保険の未手続事業場に対する適用促進を実施するとともに、労働保険料等の適正徴収を図る。  |   |   |   |   |   |
| 施策を取り巻く現状                     | <p>1. 労働保険の適用徴収制度の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>原則として労働者を一人でも使用する全ての事業に適用される(個人事業主を含む)。</li> <li>原則年1回、当該年度の保険料額を事業主が自ら申告・納付。1年間に労働者に支払った賃金の総額に保険料率を乗じて保険料額を算出。</li> <li>中小零細事業主の事務負担を軽減するため、厚生労働大臣の認可により、事業協同組合、商工会等の事業主団体が労働保険事務組合として、事業主の委託を受けて、保険料の納付等の事務処理を行うことができる。</li> </ul> <p>2. 適用促進(全ての適用事業に労働保険の成立手続をとらせること)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>行政機関間の連携等により、未手続事業を把握。未手続事業に対しては、労働保険の成立手続を行うよう勧奨(外部委託も活用)。</li> <li>令和5年度末時点の適用事業数は約344万事業。</li> <li>労働保険制度の不知や理解不足等により、新規開業事業などで自主的に成立手続を行っていない事業が全国的に存在するものと想定される。</li> </ul> <p>3. 適正徴収(適用事業に係る保険料その他の徴収金を過不足なく徴収すること)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>納付期限までに保険料納付が行われない場合           <ul style="list-style-type: none"> <li>未申告事業、保険料の過少申告など申告内容に疑義がある事業を調査し、職権により保険料額を決定</li> <li>期限までに納付されない場合督促状を送付し納入督促を実施</li> <li>督促に応じない場合、滞納処分(差押等)を実施</li> </ul> </li> <li>令和5年度は4兆624億円を収納、収納率は99.1%となっている。平成20年度以降の収納率の経年推移は、高水準を保ちながら順調に改善している。</li> </ul> |   |   |   |   |   |
| 施策実現のための課題                    | 労働保険(労災保険及び雇用保険の総称)の保険料は、労働者に対する迅速な保険給付を確実に実施するための財源であり、労働保険制度の健全な運営、費用の公平負担、労働者の福祉の向上等の観点から、労働保険の適用促進や適正徴収を確実に行う必要がある。   |   |   |   |   |   |
| 各課題に対応した達成目標                  | 達成目標/課題との対応関係   |   |   | 達成目標の設定理由                                   |   |   |
|                               | 目標1<br>(課題)   | 労働保険適用促進  |   |   | 労働保険制度の健全な運営及びそれに伴う労働者の福祉の向上等の観点から重要であるため、労働保険の未手続を解消する必要がある。 |   |
|                               | 目標2<br>(課題)   | 労働保険料の適正徴収  |   |   | 費用負担の公平性の確保及びそれに伴う労働者の福祉の向上等の観点から重要であるため、労働保険料の未納を解消する必要がある。  |   |
| 施策の予算額・執行額等                   | 区分<br>予算の状況(千円)   | 令和2年度<br>当初予算(a)<br>補正予算(b)<br>繰越し等(c)<br>合計(a+b+c) | 令和3年度<br>25,289,953<br>0<br>0<br>25,289,953 | 令和4年度<br>22,890,029<br>0<br>0<br>22,890,029 | 令和5年度<br>23,603,992<br>0<br>0<br>23,603,992                   | 令和6年度<br>25,943,695<br>0<br>0<br>25,943,695 |
| 施策に係る内閣の重要な政策(施政方針演説等のうち主なもの) | 施政方針演説等の名称  |   | 年月日   | 関係部分(概要・記載箇所)                               |   |   |
|                               | -   |   | -   | -   |   |   |

| 達成目標1について |                                       | 労働保険適用促進                      |                  |                |                |                |                |                |       |  |  |  |
|-----------|---------------------------------------|-------------------------------|------------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|-------|--|--|--|
| 測定指標      | 指標1<br>未手続事業対策により労働保険に加入した事業数(アウトプット) | 指標の選定理由<br>目標値(水準・目標年度)の設定の根拠 | 実績値の出典:労働保険徴収課調べ |                |                |                | 目標値            | 主要な指標          | 達成    |  |  |  |
|           |                                       |                               | 年度ごとの目標値         |                |                | 年度ごとの実績値       |                |                |       |  |  |  |
|           |                                       |                               | 基準値              | 年度ごとの目標値       |                |                |                |                |       |  |  |  |
|           |                                       |                               | —                | 令和元年度          | 令和2年度          | 令和3年度          | 令和4年度          | 令和5年度          | 毎年度   |  |  |  |
|           |                                       |                               | —                | 前年度(44,622件)以上 | 前年度(42,834件)以上 | 前年度(48,594件)以上 | 前年度(42,759件)以上 | 前年度(39,040件)以上 | 前年度以上 |  |  |  |
|           |                                       |                               | —                | 42,834件        | 48,594件        | 42,759件        | 39,040件        | 36,222件        | ○ △   |  |  |  |

|          |                            |   |  |                  |                  |                  |       |       |    |  |
|----------|----------------------------|---|--|------------------|------------------|------------------|-------|-------|----|--|
| 測定指標     | 指標2<br>労働保険料収納率<br>(アウトカム) | 指標の選定理由   | 事業主の労働保険料の未納については、労働者のセーフティネットの確保の観点や、費用負担の公平の観点から解消する必要があるため、この指標を選定した。   |                  |                  |                  |       |       |    |  |
|          |                            |   | <実績値の算出式・実数><br>収納済歳入額 ÷ 徴収決定済額 × 100  |                  |                  |                  |       |       |    |  |
|          |                            | 令和元年度 : 2,526,390,770,049 ÷ 2,554,459,856,645 × 100<br>令和2年度 : 2,564,880,143,907 ÷ 2,616,726,878,471 × 100<br>令和3年度 : 2,608,092,002,204 ÷ 2,635,235,977,960 × 100<br>令和4年度 : 3,133,613,481,451 ÷ 3,161,329,705,958 × 100<br>令和5年度 : 4,062,425,907,442 ÷ 4,099,907,329,083 × 100 |  |                  |                  |                  |       |       |    |  |
|          |                            | 実績値の出典: 労働保険徴収課調べ   |  |                  |                  |                  |       |       |    |  |
|          |                            | 目標値(水準・目標年度)の設定の根拠  | 当該指標は、労働保険適用徴収業務に係る恒常的な取組により目標達成を目指すものである。事業の経営状況や経済状況からどうしても収納に至らない場合があるものの、毎年度その成果をあげていく必要があるため、直近の状況下においてやむをえず収納に至らなかつた結果である前年度の収納率を基準として、この目標値を選定した。 |                  |                  |                  |       |       |    |  |
|          |                            | 基準値   | 年度ごとの目標値   |                  |                  |                  | 目標値   | 主要な指標 | 達成 |  |
| 年度ごとの実績値 |                            |   |  |                  |                  | 毎年度              |       |       |    |  |
| —        |                            | 令和元年度   | 令和2年度  | 令和3年度            | 令和4年度            | 令和5年度            | 毎年度   |       |    |  |
| —        |                            | 前年度<br>(98.9%)以上  | 前年度<br>(98.9%)以上   | 前年度<br>(98.0%)以上 | 前年度<br>(99.0%)以上 | 前年度<br>(99.1%)以上 | 前年度以上 | ○     | ○  |  |
|          |                            | 98.9%   | 98.0%  | 99.0%            | 99.1%            | 99.1%            |       |       |    |  |

※ 平成4年度から令和8年度は第5期基本計画期間である。

|                 |               |
|-----------------|---------------|
| 学識経験を有する者の知見の活用 | (有識者会議WG後に記載) |
|-----------------|---------------|

|  |               |  |
|--|---------------|--|
| 評価結果と今後の方向性  | 総合判定<br>施策の分析 | 目標達成度合いの測定結果 (各行政機関共通区分)③【相当程度進展あり】  |
|  |               | (判定結果) B【達成に向けて進展あり】   |
|  |               | (判定理由)   |
|  |               | <b>【達成目標1:労働保険適用促進】</b>  |
|  |               | ・ 指標1の未手続事業対策により労働保険に加入した事業場数については、令和5年度は目標値である前年度(39,040件)以上には達していないが、目標達成率92.8%となった。 |
|  |               | <b>【達成目標2:労働保険料の適正徴収】</b>  |
|  |               | ・ 指標2の労働保険料収納率については、令和5年度は前年度(99.1%)以上であり目標値を達成した。                                     |
|  |               | <b>【総括】</b>  |
|  |               | ・ 以上より、指標1は「△」、指標2は「○」であることから、判定結果は③に区分されるものとしてBとした。                                   |
|  |               | (有効性の評価)   |
| <b>【達成目標1:労働保険適用促進】</b>  |               |  |
| ・ 指標1の労働保険未手続事業一掃業務(委託事業)については、令和5年度は目標値の92.8%まで達成したが、令和3年度以降、目標未達の状況が続いている。<br>これは手続勧奨活動を行った結果、労働保険に加入する必要のない非該当事業が多かったため、労働保険に加入すべき事業場に対して適用促進を適切に実施することができなかったことが大きな要因である。具体的には、未手続事業名簿に登載の事業場に訪問するも、実際には休業・倒産状態にあるところが多かったこと、委託先への名簿提供が年度途中となつたこと等から効果的に活動することができなかつたことが考えられる。<br>今後は効果的に活動できるように未手続事業場名簿の精度向上を図るとともに委託先に対して名簿を早期に提供し、適正な業務遂行により目標を達成できるよう努める。 |               |  |
| <b>【達成目標2:労働保険料の適正徴収】</b>  |               |  |
| ・ 指標2(労働保険料収納率)については、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響による特例猶予制度の利用により一旦低下したものの、これを除くと、平成20年度以降、高水準を保ちながら着実に向上していることから、労働保険等の適正徴収業務の実施は有効に機能していると評価できる。なお、10年前と比べ収納率は約1%アップしているところ、特に、口座振替納付、電子申請・納付の促進といった取組が収納率向上に寄与したものと考えられる。   |               |  |
| (効率性の評価)   |               |  |
| <b>【達成目標1:労働保険適用促進】</b>  |               |  |
| ・ 指標1の労働保険未手続事業一掃業務(委託事業)については、近年の予算額はほぼ一定のところ、手続勧奨活動を行った結果、非該当事業が多かつたことから、より効果的な勧奨を行うため、委託先に提供する未手続事業名簿の精度向上や名簿の早期提供の取組を行う必要がある。一方で、目標値の達成度合(92.8%)が向上しているところであり、効率性が損なわれたものではないと評価している。  |               |  |
| <b>【達成目標2:労働保険料の適正徴収】</b>  |               |  |
| ・ 指標2については、毎年度、事業内容を精査し、必要に応じて収納方法の見直しを行っており、効率的に事業が実施されていると評価できる。   |               |  |
| (現状分析)   |               |  |
| <b>【達成目標1:労働保険適用促進】</b>  |               |  |
| ・ 指標1については、今後は未手続事業名簿の精度向上や名簿の早期提供等により、効果的かつ効率的な手続勧奨等に取り組むこと等により、目標達成に向けて施策を進めていくことが必要である。   |               |  |
| <b>【達成目標2:労働保険料の適正徴収】</b>  |               |  |
| ・ 指標2については、順調に改善しており、前年度以上の収納率という目標に向け取組みが着実に進展している。   |               |  |

|          |               |   |
|----------|---------------|---|
|          |               | (施策及び測定指標の見直しについて)  |
|          | 次期目標等への反映の方向性 | <p><b>【達成目標1：労働保険適用促進】</b><br/>           ・指標1については、労働保険の加入対象となる事業の多くが毎年成立・廃止を繰り返すという労働保険の特性により、今後も加入対象事業場が発生することから、引き続き、目標数値を前年度以上として、取組を進めていく。具体的には「未手続事業対策により労働保険に加入した事業場数」を前年度実績より増やしていくために、未手続事業名簿の精度向上と受託業者への早期提供により、年度当初から加入勧奨活動に着手することなど、より効果的かつ効率的な手続勧奨の取組を実施していく。</p> <p><b>【達成目標2：労働保険料の適正徴収】</b><br/>           ・指標2については、費用負担の公平の観点から、労働保険料の適正な徴収をすることが重要であるため、今後とも更なる数値向上を目指し、目標達成に向けて着実に取り組んでいく。</p> |
| 参考・関連資料等 |               | <ul style="list-style-type: none"> <li>・労働保険の適用徴収状況 URL:<a href="https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/roudouhoken.html">https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/roudouhoken.html</a></li> <li>・関連事業の行政事業レビューシート URL:<a href="https://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/gyousei_review_sheet/2023/2022_3-5-1.html">https://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/gyousei_review_sheet/2023/2022_3-5-1.html</a></li> </ul>                 |

|       |       |        |                   |          |        |
|-------|-------|--------|-------------------|----------|--------|
| 担当部局名 | 労働基準局 | 作成責任者名 | 労働保険徴収課長<br>宿里 明弘 | 政策評価実施時期 | 令和6年8月 |
|-------|-------|--------|-------------------|----------|--------|